

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 10 月 13 日 (金) 第 456 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 指定希少野生動植物の指定案 (3件) (自然保護課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 3

### 公 告

- 令和5年度ふぐ処理師試験公告 (生活衛生課取扱い) 4
- 一般競争入札公告 (高校教育課取扱い) 5
- 落札者等の公告 (会計課取扱い) 8

### 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 8

## 告 示

### 鹿児島県告示第767号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例 (平成15年鹿児島県条例第11号) 第9条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和5年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 指定する希少野生動植物

分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
動 物	ヒメオカガニ	<i>Epigrapsus notatus</i>	オカガニ科

#### 2 指定の理由

当該種は、生息地等の減少によりその存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため

#### 3 意見書の提出等

##### (1) 意見書の提出

利害関係人は、令和5年10月13日から同月27日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

##### (2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課 (鹿児島市鴨池新町10番1号)

### 鹿児島県告示第768号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例 (平成15年鹿児島県条例第11号) 第9条第1項

の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。  
令和 5 年 10 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する希少野生動植物

分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
動 物	ドウクツベンケイガニ	<i>Karstarma boholano</i>	ベンケイガニ科

2 指定の理由

当該種は、生息環境の著しい悪化によりその存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため

3 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、令和 5 年 10 月 13 日から同月 27 日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)

鹿児島県告示第 769 号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例 (平成 15 年鹿児島県条例第 11 号) 第 9 条第 1 項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。  
令和 5 年 10 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する希少野生動植物

分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
植 物	オキナグサ	<i>Pulsatilla cernua</i>	キンポウゲ科

2 指定の理由

当該種は、生息地等の減少及び過度の採取によりその存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため

3 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、令和 5 年 10 月 13 日から同月 27 日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)

鹿児島県告示第 770 号

熊毛郡中種子町坂井 6109 番地 8 山本進一及び熊毛郡中種子町納官 4208 番地 竹野浩幸からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和 39 年法律第 158 号) 第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第 108 条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 5 年 10 月 13 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

1 区域 中種子町区域 (熊毛郡中種子町の地区)

2 区分 小型定置漁業又は総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によりまぐろはえ縄漁業を営む漁業

鹿児島地域振興局告示第 5 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 10 月 13 日

鹿 児 島 地 域 振 興 局 長 森 哲 志

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
保育所等訪問支援事業所 まあぶる	日置市東市来町 神之川1078番地 3	合同会社マープ ルホースライド	日置市東市来町 湯田3679番地3	糴形 尚子	令和 5 年 4 月 1 日	保育所等 訪問支援

## 始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 告 示 第 44 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 10 月 13 日

始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 長 向 窪 憲 和

事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
シュエン	始良市加治木町 朝日町40番2朝 日町テナント1 階	アスナ株式会社	愛知県一宮市花 池一丁目5番21 号	青山 裕美	令和 5 年 10 月 1 日	就労継続 支援 B 型

## 大 島 支 庁 告 示 第 10 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 10 月 13 日

大 島 支 庁 長 新 川 康 枝

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こどもセラピー n Y o k k i	奄美市名瀬大熊 町1424番地	L a u g H t e r 合同会社	奄美市名瀬大熊 町1424番地	楠元 千帆	令和 5 年 5 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス・保育 所等訪問 支援

## 大 島 支 庁 告 示 第 11 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 10 月 13 日

大 島 支 庁 長 新 川 康 枝

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活介護事務所 ふたば	大島郡伊仙町糸 木名ウスクダ 387	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1	吉留 康洋	令和 5 年 5 月 1 日	生活介護

わかば	奄美市名瀬浦上 町56番地24	有限会社訪問介 護事業所わかば	奄美市名瀬浦上 町56番地24	當麻 廣美	令和 5 年 7 月 1 日	就労継続 支援 B 型
-----	--------------------	--------------------	--------------------	-------	-------------------	----------------

## 公 告

## 令和 5 年度ふぐ処理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）第10条第1項の規定により、令和5年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和5年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 試験の日時

令和6年2月1日（木）午前10時から午後5時まで

## 2 試験の場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）

## 3 試験の方法及び試験科目

試験は、筆記試験及び実地試験の方法により、次に掲げる科目について行う。ただし、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号ロに定める者で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち水産食品の衛生に関する知識を免除する。

## (1) 筆記試験

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

## (2) 実地試験

ふぐの処理及び鑑別に関する実技

## 4 受験資格

制限はない。

## 5 試験手数料

13,500円

## 6 受験手続

## (1) 提出書類等

ア 所定の受験願書

イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を自書したもの）

ウ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、食品衛生法施行規則別表第17第1号ロに定める者であることを証明する書類

## (2) 提出書類等の提出先

受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ処理師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

## (3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること（鹿児島県収入証紙は消印しないこと。）。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

## 7 提出書類等の受付期間

令和5年10月30日（月）から同年11月10日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和5年11月10日の消印のあるものまで受け付ける。

## 8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付

する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

#### 9 合格者の発表

合格者に対し郵送により合格証を交付するとともに、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/>) において掲示する。

#### 10 その他

試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課 (電話099-286-2788) 又は県の各保健所に対して行うこと。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を行う。

令和 5 年 10 月 13 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 借入れをする物品等の名称及び数量

校務用パソコンの賃貸借 992台

##### (2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

令和 6 年 2 月 29 日

##### (4) 納入場所

入札説明書による。

##### (5) 借入期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和11年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

##### (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

##### (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

##### (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和5年11月7日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

##### (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類

を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和5年10月13日から同月27日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札の間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県教育庁高校教育課学校教育ICT推進班  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和5年11月28日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年11月29日午前10時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (㊦) 交付場所 (2)に同じ。  
(㊧) 交付期限 令和5年10月25日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(㊧)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県教育庁高校教育課学校教育 I C T 推進班  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-5588  
ファックス番号 099-286-5678

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
PCs for School use,992 models:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
29 February 2024
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 28 November 2023
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Upper Secondary School Education Division  
Kagoshima Prefectural Educational Bureau  
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-5588  
FAX 099-286-5678

.....

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 10 月 13 日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 538台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 5 年 8 月 7 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額  
76,718,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 5 年 5 月 26 日

### 公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 13 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

#### 鹿児島県公安委員会規則第22号

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則（平成 2 年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 神奈川県の前項の前に次のように加える。

埼	玉	県	さ	い	た	ま	市	3	級	地
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 9 月 22 日から適用する。